

平成 28 年度京都府〔主任〕介護支援専門員研修開催要綱

1. 趣 旨

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について（平成 27 年 2 月 12 日付 老発 0212 第 1 号）に基づき開催します。

2. 主 催 京都府

3. 実施団体 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

4. 受講対象者 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践出来ていると認められる方のうち、京都府に介護支援専門員として登録をしている方で、次のいずれかに該当し、〈受講要件〉のすべてを満たし、かつ研修全日程（12 日間）に参加できる方

- (1) 地域包括支援センターで介護支援専門員として業務に従事している方
- (2) 居宅介護支援事業所等で介護支援専門員として業務に従事している方

〈受講要件〉

- (1) 専門研修課程Ⅰ（または平成 15 年～17 年度の介護支援専門員現任研修基礎研修〈課程Ⅰ〉もしくは〈課程Ⅱ〉）を修了していること
- (2) 専門研修課程Ⅱを修了していること（研修初日の前日までに修了する見込の者も含む）
- (3) 申込時点で次の〈受講区分〉の〈1〉から〈4〉のいずれかに該当すること

〈受講区分〉 詳細は主任介護支援専門員研修 FAQ をご確認ください

- 〈1〉専任（常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ）の介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年（60 か月）以上ある方（管理者との兼務期間は算定可能）
- 〈2〉ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して 3 年（36 か月）以上である方（管理者との兼務期間は算定可能）
- 〈3〉介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずるものとして、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、現に地域包括支援センターに配置されている方
- 〈4〉専任・兼任を問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年（60 か月）以上であり、京都府または市町村の実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当したことのある方

※本研修は申込が定員超過の場合、次の方を優先しますので、申込書の備考欄にご記入ください

- ・地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員として配属予定の介護支援専門員
- ・特定事業所加算の届出予定事業所に勤務する介護支援専門員のうち 1 名

5. 研修について

- (1) 日程 平成 28 年 6 月 22 日(水)から平成 28 年 8 月 29 日(月)
 (2) 会場 ハートピア京都
 (3) 定員 90 名
 (4) 研修内容 12 日間 70 時間

研修科目		時間数	日数
前期	主任介護支援専門員の役割と視点	5 時間	5 日
	人材育成及び業務管理	3 時間	
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2 時間	
	ターミナルケア	3 時間	
	運営管理におけるリスクマネジメント	3 時間	
	地域援助技術	6 時間	
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	6 時間	
中期	対人援助者監督指導	18時間	3 日
後期	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	24時間	4 日
合計		70 時間	12 日

6. 受講料 44,200 円

京都府登録及び他府県登録で京都府内勤務の方は、地域医療介護総合確保基金を活用し 32,000 円に減免されます。(予定の金額になりますので、受講決定通知書でご確認ください)「京都府収入証紙」による支払いとなります。詳しくは受講決定通知書にてお知らせいたします。

今回提出の申込書には「京都府収入証紙」を貼付しないでください。

7. 申込方法 下記の通り、郵送にてご提出ください。

(1) 提出書類

- ① 〔主任〕受講申込書
- ② 〔主任〕実務経験証明書 現在の就業先の実務経験証明書(現在の就業先で必要な実務期間が満たない場合は、以前の就業先の実務経験証明書も合わせて提出してください)
- ③ 介護支援専門員証 (顔写真貼付のカード)のコピー
・A4 サイズ用紙に拡大せず、そのままの大きさをコピーしてください。
- ④ 専門研修(課程Ⅰ)修了証書のコピー
- ⑤ 専門研修(課程Ⅱ)修了証書のコピー
- ⑥ 居宅・施設サービス計画書(1)(2)(3)表の写しや介護予防サービス・支援計画書の写し等(必ずご自身が担当されている方の計画書を提出して下さい)
※書類に記載されている個人情報等は修正ペン等で修正のうえ、コピーしたものを提出ください。計画書の提出にあたっては、利用者の同意を得てください。

◇受講要件の＜受講区分＞＜2＞＜3＞＜4＞に該当する方は、それぞれ下記書類もあわせて添付願います。

- ⑦＜2＞に該当する方 ケアマネジメントリーダー養成研修修了証のコピーまたは

- 日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証(平成 28 年度有効)のコピー
⑧<3>に該当する方 ケアマネジメントリーダー養成研修修了証のコピー
⑨<4>に該当する方 市町村が実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当したことを証する書類

◇テキスト「主任介護支援専門員ハンドブック」をお持ちでない方で購入をご希望の方

⑩主任介護支援専門員ハンドブック申込書

(2) 申込み受付期間

平成 28 年 4 月 13 日(水)～平成 28 年 5 月 10 日(火)必着

(3) 書類提出先

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375
ハートピア京都 7 階
公益社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局
＜主任＞係

(4) 申込みにあたっての注意事項

- ・受講申込書・実務経験証明書は、コピーしてご利用いただけます。
- ・実務経験証明書については、様式の改変はみとめられません。
- ・FAX での受講申込や提出期限以降到着の書類は受付できません。
- ・書類不備の場合、受講が認められない場合があります。
- ・平成 15 年～17 年度の介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰもしくは課程Ⅱを京都府で修了している場合には、④の書類の提出は不要です。受講申込書の備考欄に、「平成〇〇年基礎研修受講」とご記入ください。
- ・⑨の書類の様式は任意です。なお、京都府が実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当した場合については、⑨の書類の提出は不要です。受講申込書の備考欄に、「平成〇〇年〇〇研修府講師」とご記入ください。
- ・身体に障害がある場合など特別な配慮(座席、手話通訳など)を希望される場合は、受講申込書の備考欄にあらかじめ記載してください。

8. 受講の決定について

(1) 受講決定通知書の送付

受講決定者には「受講決定通知書」を勤務先に送付いたします。受講不可の方には別途連絡いたします。受講決定者として下記ホームページに介護支援専門員登録番号が掲載されているにもかかわらず、掲載日から 1 週間経過しても通知が届かない場合、事務局(075-741-7504)までご連絡ください。

(2) ホームページへの掲載

受講が決定しだい、当会ホームページ上で受講申込者の介護支援専門員登録番号を発表いたします。受講の可否については、下記 URL または右 QR コードにアクセスし、各自ご確認願います。原則お電話によるお問い合わせにはご対応いたしかねます。

<http://kyotocm.jp/>

または、

京都府介護支援専門員会

検索



(3) 申込者が定員を超えた場合は、ご受講いただけない場合がありますのでご了承ください。

9. 研修記録シートについて

本研修の受講並びに修了にあたっては「研修記録シート」の作成及び提出が条件となります。「研修記録シート」は受講前(目標)、受講直後(評価)、受講から一定期間経過後(振り返り)の構成になっています。詳細については、受講決定通知書送付時にご案内いたします。「研修記録シート」の様式及び記載の要領については、当会のホームページに掲載する予定です。

10. 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告等、本研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用いたします。

11. 修了証書について

すべての科目を修了した方には修了証書を交付します。一部科目でも欠席・遅刻・早退があった場合は修了を認めませんので、ご注意ください。なお、研修の全課程に出席されても、修得不十分と評価される場合、補講やレポートの提出等で補うことがありますので予めご了承ください。

12. キャンセルについて

申込みをキャンセルされる場合は、必ず下記事務局までご連絡願います。なお一旦支払われた受講料は、理由の如何に関わらず、一切返金いたしかねますのでご了承ください。

13. その他

(1) 受講前課題について

受講決定通知書にご案内いたします。

(2) 研修中の課題について

研修開始後にご案内いたします。

(3) 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。また介護保険法第 69 条の 39 の規定に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。

(4) 当研修に関して緊急等の連絡事項がある場合には、当会ホームページでお知らせします。

< 申込先・問い合わせ先 >

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階

TEL 075-741-7504 FAX 075-254-3971 E-Mail: kensyu@kyotocm.jp